

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年7月1日
(第39期)	至	2021年6月30日

ウェルネット株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

(E05458)

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	2
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	6
	5. 従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
	2. 事業等のリスク	8
	3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	10
	4. 経営上の重要な契約等	13
	5. 研究開発活動	13
第3	設備の状況	14
	1. 設備投資等の概要	14
	2. 主要な設備の状況	14
	3. 設備の新設、除却等の計画	14
第4	提出会社の状況	15
	1. 株式等の状況	15
	(1) 株式の総数等	15
	(2) 新株予約権等の状況	16
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
	(5) 所有者別状況	18
	(6) 大株主の状況	19
	(7) 議決権の状況	19
	(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	20
	2. 自己株式の取得等の状況	20
	3. 配当政策	21
	4. コーポレート・ガバナンスの状況等	21
第5	経理の状況	31
	1. 財務諸表等	32
	(1) 財務諸表	32
	(2) 主な資産及び負債の内容	62
	(3) その他	64
第6	提出会社の株式事務の概要	65
第7	提出会社の参考情報	66
	1. 提出会社の親会社等の情報	66
	2. その他の参考情報	66
第二部	提出会社の保証会社等の情報	67

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月24日
【事業年度】	第39期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELLNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 (注) 2021年12月1日から本店は下記に移転する予定であります。 北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 五十嵐 達哉
【最寄りの連絡場所】	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
【電話番号】	011(350)7770
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 五十嵐 達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 35 期	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第 39 期
決算年月	2017年 6 月	2018年 6 月	2019年 6 月	2020年 6 月	2021年 6 月
売上高 (千円)	10,260,276	9,783,582	10,032,138	9,379,528	8,842,004
経常利益 (千円)	1,239,580	706,655	530,548	826,644	666,454
当期純利益 (千円)	869,688	495,152	374,902	494,408	393,918
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	667,782	667,782	667,782	667,782	667,782
発行済株式総数 (株)	19,400,000	19,400,000	19,400,000	19,400,000	19,400,000
純資産額 (千円)	8,780,251	7,907,189	7,443,582	7,009,836	7,175,779
総資産額 (千円)	22,457,826	16,811,358	18,960,679	20,074,813	21,257,468
1株当たり純資産額 (円)	460.36	420.62	392.04	368.95	377.37
1株当たり配当額 (円)	50.00	50.00	50.00	13.15	15.47
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	46.36	26.31	20.02	26.31	20.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	45.57	26.12	19.92	26.22	20.87
自己資本比率 (%)	38.7	46.5	38.8	34.6	33.4
自己資本利益率 (%)	10.2	6.0	4.9	6.9	5.6
株価収益率 (倍)	29.9	41.5	45.4	26.5	25.2
配当性向 (%)	107.9	190.0	249.8	50.0	73.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,328,064	△3,993,650	3,175,191	△1,826,667	2,599,796
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,341,368	35,106	△475,408	△1,201,892	△1,799,223
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△596,586	△1,405,609	△848,434	△196,928	1,013,509
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	15,348,149	9,983,995	11,835,344	8,609,855	10,423,938
従業員数 (人)	103	114	118	125	129
(外、平均臨時雇用者数)	(27)	(29)	(27)	(23)	(20)
株主総利回り (%)	74.5	61.8	54.9	44.7	36.6
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(132.2)	(145.0)	(133.1)	(137.2)	(174.7)
最高株価 (円)	2,157	1,440	1,163	1,011	696
最低株価 (円)	1,181	1,068	866	351	418

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第36期において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため第37期より区分掲記し、特別利益の「新株予約権戻入益」として表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させた結果、第36期の経常利益は1,690千円増加し、706,655千円となっております。

2 【沿革】

年月	事項
1983年4月	株式会社一高たかはしの電算業務の受託を目的として札幌市白石区本通に西北石油ガス株式会社を設立
1996年7月	事業内容を新規事業である代金決済及び代金決済周辺事業に集中し、合わせて商号をウェルネット株式会社に変更
1997年4月	請求書発行代行サービス及びコンビニ収納代行サービス業務を開始
1997年10月	「コンビニ収納代行システム」の開発完了、サービス開始
1998年4月	「コンビニ収納代行システム」で通商産業省（現経済産業省）より新規事業法に基づく事業に認定
1998年9月	東京都千代田区内神田に東京オフィス開設、営業部を東京オフィスに移転
1999年3月	マルチメディア端末を利用した「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」で北海道より中小企業創造活動促進法に基づく事業に認定
1999年7月	株式会社一高たかはしが当社株式50.2%を取得
1999年10月	本社を札幌市中央区大通西に移転
2000年5月	マルチメディア端末を利用した「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」開発完了、ローソン全店でサービス開始
2000年6月	24時間対応のマルチメディア端末サポートセンターを札幌市厚別区下野幌テクノパークに開設、24時間有人サポート体制確立
2000年7月	マルチメディア端末を利用した国内大手航空会社3社の航空券を対象とした「キャッシュレスチケットサービス」を開始
2000年8月	営業部を拡張し、東京都千代田区有楽町に東京オフィスを移転
2001年3月	マルチメディア端末を利用した「高速バスチケット代金収納代行&チケット発券サービス」を開始
2001年4月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をファミリーマートのマルチメディア端末に接続、サービス開始
2002年1月	システム業務の集約を図るため札幌市厚別区下野幌テクノパークに新社屋取得
2002年4月	個人情報保護水準（JIS Q 15001）をクリアし、一般財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマークの認定を取得
2002年5月	本社を札幌市厚別区下野幌テクノパークに移転
2002年7月	二次元コードを利用した携帯電話チケットを日本武道館の13,000人コンサートで実用化
2003年1月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をみずほ銀行ATMと接続し、決済地点を拡大
2003年7月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をサークルケイ、サンクスのPOSレジに接続し「オンライン決済」としてサービス開始 JALグループにおいて空港の自動チェックイン機で「ケータイチェックイン」サービス開始
2004年1月	「マルチペイメントサービス」の決済方法をネットバンキングに拡大（注1）
2004年4月	二次元コード配信のASPサービス開始（注2）
2004年5月	二次元コードを利用した「ケータイチケット」（二次元コード認証サービス）を高速バスチケットとして実用化
2004年12月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年2月	「マルチペイメントサービス」をセブン-イレブンのインターネット決済と接続し、決済地点を拡大
2005年10月	オンライン発行によるプリペイドカード「PIN」（注3）の販売サービス開始
2005年12月	空港バスのチケットを携帯電話で予約、購入、乗車できる「95bus.com」サービスの開始
2006年3月	「マルチペイメントサービス」が株式会社三井住友銀行ATMと接続
2006年4月	「マルチペイメントサービス」が日本郵政公社（現株式会社ゆうちょ銀行）ATMと接続
2006年6月	「マルチペイメントサービス」がミニストップ（オンライン決済）に拡大 「マルチペイメントサービス」がイーバンク銀行株式会社（現楽天銀行株式会社）と接続
2006年7月	「マルチペイメントサービス」がデイリーヤマザキに拡大
2006年12月	「マルチペイメントサービス」が株式会社ジャパンネット銀行と接続
2007年3月	札幌本社にて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格である「ISO/IEC27001:2005」及びその国内規格である「JIS Q 27001:2006」の認証を取得
2009年1月	「ネットDE受取サービス」を開始
2009年3月	営業部を拡張し、東京都千代田区内幸町に東京オフィスを移転
2009年6月	株式交換により株式会社一高たかはしを完全子会社化 本社を東京都千代田区内幸町に移転
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））市場に上場

年月	事項
2010年6月	連結子会社である株式会社一高たかはしの全株式を株式会社サイサンに譲渡（株式会社一高たかはしは2013年7月に株式会社いちたかガスワンに商号を変更しております。）
2011年2月	「マルチペイメントサービス」が株式会社じぶん銀行（現 a u じぶん銀行株式会社）と接続 「マルチペイメントサービス」がスリーエフに拡大
2011年4月	「マルチペイメントサービス」が住信 S B I ネット銀行株式会社と接続
2011年7月	公開買付けにより株式会社ナノ・メディアを子会社化
2012年5月	「マルチペイメントサービス」が株式会社三菱東京 U F J 銀行（現株式会社三菱 U F J 銀行） A T M と接続
2012年6月	イベントの受付・決済・発券・認証をワンストップで提供するサービス「SUPER SUB」の開始
2012年7月	「マルチペイメントサービス」の決済方法を i D、S u i c a に拡大
2013年5月	株式交換により株式会社ナノ・メディアを非子会社化
2013年6月	「マルチペイメントサービス」がセイコーマートに拡大
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2013年8月	中期経営3か年計画発表
2013年10月	「コンビニ現金受取サービス」の開始
2014年2月	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）から東京証券取引所第二部へ市場変更
2014年12月	東京証券取引所第二部から東京証券取引所第一部へ市場変更 バス I T 化ソリューション「バスもり！」開始
2015年6月	北海道内4高専の学生を支援する「道新みらい君・ウェルネット奨学金」開始
2016年6月	新中期経営5か年計画発表 「道新みらい君・ウェルネット奨学金」へ追加寄付
2016年8月	「バスもり！コンシェルジュ」サービス開始
2017年6月	「道新みらい君・ウェルネット奨学金」へ追加寄付
2017年8月	スマートフォンアプリ「支払秘書」リリース、ファーストクライアントとして関西電力が採用
2017年9月	監査等委員会設置会社に移行
2018年1月	「バスもり！」電子もぎりサービス開始
2018年3月	「バスもり！」スマホ回数券サービス開始
2018年4月	「バスもり！」スマホ定期券サービス開始
2018年7月	「バスもり！」フリー乗車券サービス開始
2018年12月	高速バスの予約サービス、アリペイで開始
2019年2月	「支払秘書」で J R グループ高速バス乗車券購入サービス開始
2020年2月	函館市で北海道や交通事業者11社と M a a S 実証実験開始
2020年6月	J R 東日本の「えきねっと」にウェルネット決済を提供することを発表 新型コロナウイルスへの対策として、送金サービスで明治学院大学を支援
2020年7月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2021年3月	A m a z o n . c o . j p に「支払秘書」の提供開始
2021年6月	決済代行事業者においてソニーペイメントサービス株式会社と業務提携 J R 東日本の「えきねっと」にウェルネット決済を提供開始
2021年7月	二本社制を導入し、北海道札幌市中央区に札幌本社を設立 ※2021年6月30日現在：「支払秘書」8電力会社と提携、36銀行と接続完了（サービス中断含む）

- (注) 1. 「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」の決済方法にネットバンキングが加わった2004年1月以降は、サービスの呼称を「マルチペイメントサービス」へ変更しております。
2. A S P（アプリケーション・サービス・プロバイダ）サービスとは、データセンター（この場合は当社）でアプリケーションを稼働させ、インターネットを利用してその機能を利用するシステムのことを言います。通常、企業は、ライセンスを含むアプリケーションを必要数購入し、自社で用意するサーバーにて運用管理しますが、A S P サービスを利用することでこれを「レンタル」で済ませることができます。これにより、情報システムの運用コスト低減を図り、またバージョンアップ等の保守といった負担からも解放されます。また、初期費用がほとんど必要ないことから、中小企業でも情報システムの充実を図ることができます。なお、現在は同義語として「S a a S（Software as a Service）」の呼称が一般的となっております。以下の記載では「S a a S」と記載しております。
3. P I NとはPersonal Identification Numberの略語で、プリペイド式で提供されるサービスの利用権を有する、当該サービスの提供事業者から購入した者を識別する番号をいいます。

3【事業の内容】

当社は、事業者と消費者を結ぶ決済サービスの提供を中心とした決済・認証事業を行っております。

当社の事業内容は次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

マルチペイメントサービス

マルチペイメントサービスは、請求書・払込取扱票など紙を使って代金請求及び回収を行うビリングサービスと、請求書・払込取扱票など紙を使わず代金回収を行うEービリングサービス、事業者から顧客への送金を効率的に行う送金サービス（ネットDE受取サービス、コンビニ現金受取サービス）、決済システムのSaaSサービスや決済システムに付随する情報処理システムの開発を行うその他サービスの4つのサービスから構成されております。これらのマルチペイメントサービスは、当社と提携しているコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において24時間365日の決済が可能であり（注1）、必要なソフトウェアは当社より無償使用許諾いたしますので、事業者はシステム開発に係る経費と時間を大幅に軽減できます。また、当社が頂く手数料は固定制と従量制で構成されておりますので、事業者の初期投資の低減を実現しています。

当社が受取る手数料は、初期設定料、月額基本料金、決済毎の手数料などで構成されます。

①ビリングサービス

i. 収納代行サービス

当社のバーコード付払込取扱票付請求書を発行するシステムと当社が契約するコンビニなどの請求代金回収経路（注2）を通じて、売掛金の回収業務を代行するサービスであります。バーコード付払込取扱票付請求書の発行は、当社が開発した払込取扱票発行・収納情報受信ソフト「コンペイ君」を使用することで、事業者自身が自社でコンビニ・郵便局で支払可能なバーコード付払込取扱票を簡単に印刷することができ、かつ入金情報受信及び入金消込を行うこともできます。なお、収納データはバーコードの数字だけですので個人情報に含まれておりません。収納情報は、支払いがあった翌営業日（郵便局からの振込は2営業日後）に配信され、入金消込処理が自動化されます。現在、通信販売をはじめ燃料代金・各種会費等の主として後払い代金収納に利用いただいております。

ii. 発行代行サービス

当社がバーコード付払込取扱票付請求書（銀行振込の場合は払込依頼書付請求書）の印刷・封入・封緘・郵送までを代行し、かつ入金確認及び入金消込ができる仕組みを提供するサービスです。特に物流を伴わないサービス等（授業料、各種会費）の代金収納に利用されております。また、情報授受と収納情報授受を自動的に行うサービス（請求書発行・収納代行パッケージ「ところくん」）も提供しております。

②Eービリングサービス

ビリングサービスとは異なり、決済に必要な請求書の作成及び郵送を行うことなく、ウェルネットサーバーとコンビニに設置されているKIOSK端末、POSレジ、ATM、ネットバンキングなどと接続し、またクレジットカード、電子マネー等を利用して決済を行うサービスであります。KIOSK端末利用の場合、消費者がインターネット等で注文や予約をし、その際に示された決済番号を端末に入力しますと、注文内容が画面表示されます。その内容が正しければ「確認」ボタンなどを押すと、バーコード付受付票が出力されます。その後その受付票をもってレジで代金を支払います。POSレジタイプの場合は、レジにて店員に「オンライン決済」と告げるとPOSレジの客面タッチパネルにテンキーが表示されます。そこに決済番号をお客様が入力しますと、その画面に注文内容が表示されます。その内容が正しければ「確認」ボタンなどを押して代金を支払います。ATM利用の場合もほぼ同様の画面操作を行い、支払いは現金またはキャッシュカードで行います。2017年8月より、決済手段に「支払秘書」を追加し、アプリ上で当社の発行する電子マネーにより代金支払を完了できるサービスも提供しております。

現在これらのサービスは、国内のほとんどの航空会社の航空券や100社以上の高速バス事業者が販売するチケットの購入、インターネット通販などさまざまな決済に利用されておりますが、事業者は個々の収納機関（コンビニ、銀行等）との接続開発・契約を個別に行う必要がなく、当社との契約のみでさまざまな決済手段をお客様に提供できます。決済情報は当社のコンピューターを介してリアルタイムに事業者に伝えられますので、請求書や払込票を作成したり、送付する手間とコストが掛からず、支払いを確認してから商品・サービスを提供することができます。

③ネットDE受取サービス

事業者から顧客への振込をインターネットを利用して、より効率的に行うサービスです。この仕組みでは、受取人は事業者から受け取ったIDを利用して専用サイトにアクセスし、振込みを受けるための口座情報を入力します。この情報をもとに口座確認が行われ、自動的に振込処理が行われ、事業者の事務負担が軽減されます。

④コンビニ現金受取サービス

事業者から顧客への送金をコンビニ店頭にて現金で受け取ることができるサービスです。この仕組みでは、受取人は事業者から受け取ったIDをコンビニ店頭マルチメディア端末に入力して、発行される引換券を店頭レジに持参すると現金を受け取ることができ、事業者はお客様の口座情報を持つ必要がなくなり、さらに郵便振替や銀行振り込みの手数料が発生しないことから、事務負担の軽減とコスト削減が期待されます。

⑤支払秘書

スマートフォンアプリ「支払秘書」を活用することで、コンビニや銀行ATMへ行く必要がなく、その場で各種支払いを完了させることができるサーバー型電子マネーサービスです。生活密着型のフィンテックサービスとして普及しており、主に電気料金等の公共料金や通信料金、バスや鉄道、ECサイト等の支払いに利用ができます。

⑥バスもり！

スマートフォンアプリ「バスもり！」は、バス事業者・利用者双方の利便性を飛躍的に高めることができる革新的なサービスです。バス利用者は、安心・確実にいつでもどこでもスマホアプリひとつで目的地までのバス便を予約・購入でき、バス事業者も、チケットの電子化による効率的な運用を行うことができます。また、バス会社での実績を評価され、鉄道会社への提供も拡大しています。

⑦その他サービス

当社が提供するマルチペイメントサービスを特定の事業者向けにカスタマイズし、運用まで含めたサービス提供を行っております。また、マルチペイメントサービスと連係し、紙のチケットの発券のほか、スマートフォンなどに表示する二次元コードなどの電子チケットを認証するソリューションを提供しています。その他、コンビニの店舗に設置されているPOSレジ・KIOSK端末と当社サーバー間のネットワークを利用し、プリペイドカードをオンラインで販売するサービス、検定試験や大学受験などの各種申込を行うサービスを行っています。

(注) 1. 払込場所と時間について

払込票を使った払込みは、当社が提携している主要コンビニチェーンが展開する全国の約58,000店舗(2021年6月時点)で、そのほとんどが24時間365日営業しております。郵便局または銀行での払込みは、営業時間内となります。

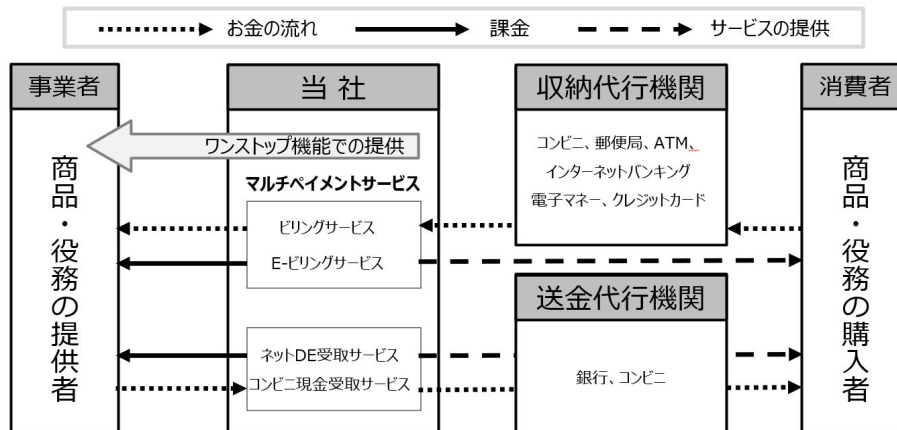
マルチペイメントサービスによるペーパーレス決済についても、KIOSK端末設置済またはタッチパネル付きPOSレジが導入されている主要コンビニで24時間365日ご利用頂けます。ATMでも稼働時間内であればご利用いただけます。

2. 請求代金回収経路について

当社が行う請求代金の回収は、直接当社名義の金融機関口座を払込指定先とする方法と、当社が提携するコンビニ店舗を払込場所とする方法があります。このうちコンビニ店舗に払い込まれた回収代金については、所定の期日に取り扱いを行ったコンビニ本部から当社の金融機関口座へ送金されます。その後、当社の金融機関口座に集まった回収代金代金は、所定の期日に事業者の指定する金融機関口座へ送金いたします。

[事業系統図]

上記の事業の内容の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
129（20）	34.7	6.3	4,554,279

- （注） 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員）は、年間の平均人員を（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は決済・認証事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2022年6月期の基本方針・戦略

当社が事業ドメインとしてきた非対面決済市場については今後電子化がますます進むものと予想しております。決済においては、支払物件と決済をスマホでつなぐ「支払秘書」の開発・リリースを行い、同時に決済+αのコンテンツプラットフォームへの拡大を、自社開発及び他社のクラウドサービスとの連携により推進しております。

なお、現状でのコロナ禍における環境変化は極めて激しいものがあり、新たな経営計画を出すには適当な時期ではないと判断せざるを得ませんので、開示については今後の状況を見極めながら適宜判断してまいります。

また、文中における将来に関する事象は、当事業年度末（2021年6月30日）現在において当社が判断したものであり、現時点で予測できない下記以外の事象の発生により、当社の経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

A. ウェルネットの“スマホ決済”「支払秘書」の現況

銀行口座と決済をスマホでつなぐサービス「支払秘書」は、関西、九州、北海道、東北、四国、北陸、中部、中国電力に導入済で、中部電力では電力業界として日本初となるSMS（ショートメッセージサービス）による電気料金の電子請求を2020年4月に開始するなど、今後も請求の電子化は加速するものと考えております。

また、公金の支払いでも提携銀行が多い地域を中心として「支払秘書」で支払える案件が増加しているほか、当社が電子化を推進する“バスもり！”においても支払秘書で決済できる路線が増加しています。2021年2月には従来電子化が進んでいなかった会員管理領域においても、請求の電子化と様々な費用の決済を「支払秘書」とクレジットカードで行える会員管理システム「ekaiin.com（e会員ドットコム）」をリリースいたしました。また現在のワンストップ決済からさらに進んだノンストップ決済を安心・安全に行える「支払秘書」の新機能を拡充する開発を進めております。

2021年6月には決済代行事業においてソニーグループのソニーペイメントサービス株式会社との業務提携を発表、双方のノウハウを活用し「支払秘書」拡販を開始しております。

一方、提携銀行は三井住友銀行、ゆうちょ銀行など36行と提携完了しましたが、一連の不正使用事件発生後、一部銀行において利用を凍結し、本人確認関連セキュリティ対策を実行後、再開作業を進めております。2021年7月末日現在、利用可能銀行数は12行まで回復、今後とも継続的な増加努力を行ってまいります。

B. バスIT化プロジェクトを積極推進

2016年8月に開始したスマホアプリ“バスもり！”の取扱路線は、スマホチケット、スマホ回数券、スマホ定期券、スマホフリーパスなど取扱券種を拡大して取扱路線は330を超えました。コロナ禍による需要減のなか、生活路線としての利用が多いスマホ定期券や回数券において一定の需要を取り込めております。この環境下、当社は公共交通業界向けのMaaSクラウドサービス「ALTAIR（アルタイル）」の開発、提供を推進しております。

「ALTAIR（アルタイル）」はオールインワンのチケット販売システムで、バスの座席在庫管理、予約・購入受付、チケット発券とライフサイクル管理、そして売上情報の集計と事業者間の精算処理に至るまでの一連の業務の自動化を目指す仕組みです。2020年1月から函館市の市電、バス、鉄道の相互乗り入れが可能なMaaS「Donna!!（ドーナ！！）」がサービスを開始、その後周遊券などに利用が拡大、2021年10月には仙台市のMaaS事業においても導入が決定しております。窓口を介さない非接触サービスである「バスもり！」「ALTAIR（アルタイル）」は、新型コロナウイルス感染症対策としても期待されており、今後も交通業界のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する「トータルクラウドサービス」として展開してまいります。

C. ウェルネットの“主力商材”「マルチペイメントサービス」の現況

非対面決済において「マルチペイメントサービス」は引き続き伸長するポテンシャルがあると見込んでおります。当社は、30年以上にわたり様々な事業者に決済サービスを採用いただいておりますが、今後はスマホを中核に据えた決済にシフトし、事業者のニーズに応じてまいります。

D. 地域貢献活動・SDGs

地域社会への貢献として、北海道の工業高等専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により多くの学生を支援しております。支援を受けた学生から多数の感謝のお手紙をいただき、従業員のモチベーション向上にもつながっております。新型コロナウイルス感染症により2020年度は全国の多くの学生が影響を受けましたが、この支援の効果もあり北海道の4高専においては経済的な困窮を理由に退学した学生は0人との報告をいただきました。この活動は今後も継続してまいります。

また、札幌市は改正建築物省エネ法に基づき良好な生活環境が確保された持続可能な都市の実現を目指すとしており、環境に配慮した建築物の普及・促進を図ることを目的として、札幌市建築物環境配慮制度（CASBEE札幌）を定めました。当社は2021年6月竣工の札幌新本社において既にCASBEE札幌のAランクを取得しております。

さらに、札幌新本社の竣工に伴い従業員の健康・働く環境に配慮したオフィス設計・運営により「WELL認証」のプラチナランク取得を目指します。「WELL認証」は2014年に米国で始まったビルやオフィスなどの空間を「人間の健康」の視点で評価・認証する取り組みです。この取り組みは、当社の最大の資産である従業員への投資であり、ひいては生産性向上、働き方改革など企業価値の向上に繋がると考えております。

E. 収益予想と株主還元

収益予想については、売上高9,600百万円（前期比8.6%増）、営業利益730百万円（前期比28.6%増）、経常利益730百万円（前期比9.5%増）、当期純利益500百万円（前期比26.9%増）を見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間続くものの、徐々に回復するものと見込んでおります。なお、札幌の旧社屋の取扱い及び投資有価証券の評価に係る特別損失は見込んでおりません。当社の予想に反してこれらの影響が生じた場合は、すみやかに開示いたします。

一方、株主様への配慮として、配当性向については50%以上を継続する予定です。

2【事業等のリスク】

以下については、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、株主及び投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行う必要があります。また、以下の記載は本株式への投資に関連するすべてのリスクを網羅したものではありませんのでご留意ください。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末（2021年6月30日）現在において当社が判断したものであり、現時点で予測できない下記以外の事象の発生により、当社の経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

① 法令による規制について

当社の決済代行業業については、「割賦販売法の一部を改正する法律」（「改正割賦販売法」2018年6月1日施行）の施行に伴い、加盟店に対する管理の強化等が実施される規制の中で事業を行っております。今後、同法がさらに改正された場合、その内容によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 収納代行預り金について

当社のマルチペイメントサービスでは、当社が事業者に代わり収納した代金を、分別管理された当社名義の預貯金口座に一時保管した後、所定の期日に事業者に送金する仕組みとなっております。収納代行により当社が一時保管する代金につきましては、貸借対照表上「現金及び預金」（資産）及び「収納代行預り金」（負債）として両建計上しております。

なお、当該収納代行代金につきましては、事業者財産保護のために金融機関の決済性預貯金口座において当社自身の決済用資金と分別管理し、また貸倒リスク軽減のために契約に基づき事業者に送金する際に手数料（当社売上）を相殺するスキームを主としておりますが、ペイオフ等に関する金融行政の方針が変更され、当該口座が預金保護の対象となくなってしまう場合、収納代行代金の保管方法の変更や、当社売掛金の回収方法変更等により当社の事業運営や業績に影響が生じる可能性があります。

③ コンビニ業界のインフラへの依存について

マルチペイメントサービスのうちコンビニ決済におきましては、コンビニのK I O S K端末などが前提となります。コンビニ各社が同時期に端末自体の変更などのサービス提供方法の変更を行った場合、これに対応するコストが当社側に発生するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④ システムトラブル及び事務リスクについて

当社においてシステム停止は重大な問題となるため、当社はサーバ設備及び通信回線の冗長化などによるシステム停止への対応や保守要員の24時間常駐化などの対策を講じております。しかしながら、このような体制による管理にもかかわらず、自然災害や事故など不測の事態が起こった場合、予測できない外部からのシステムへの侵入・コンピューターウイルス・サイバー攻撃等による不正行為が生じた場合、当社のシステムの機能低下、誤作動、故障などの事態を招くなどによって、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、当社の業務は収納金等の金銭を扱う重要な業務であることから、事務リスクを回避するよう、その管理は厳格に行われております。しかしながら、このような厳格な管理体制にもかかわらず、当社の信頼を損なうことなどによって、損害賠償請求や障害事後対応により営業活動に支障をきたし、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 外部環境について

a. 決済サービス市場におけるパラダイムシフト

キャッシュレス化の進展が予見される中、当社はそれに先駆けて対応するスキーム開発を行っておりますが、当社の予見を超えるイノベーション等による新規決済スキーム出現によるパラダイムシフトなどが発生する場合、当社業績に影響を与える可能性があります。

b. 新規事業の創出・育成に係る投資について

「支払秘書」「バスもり！」などの新規事業に積極的に投資をしておりますが、当社の計画通りに進捗せず十分な投資効果が得られないときは、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 特定取引先への依存について

当社は継続的に新規取引先の拡充に努めてきておりますが、現行の大口取引先向けの売上高減少などが発生する場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 知的財産権について

当社は、第三者の知的財産権を侵害することのないように、社内管理体制を強化しておりますが、当社の事業分野における知的財産権の状況を、適時、完全に把握することは困難であるため、当社が第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償請求または差し止め請求を受ける可能性があります。

⑥ 個人情報の管理について

当社は各種業務を行うに際し、顧客の個人情報を保有することがあり、今後もサービス拡大に伴い当社が取り扱う個人情報は増加することが予想されます。当社はこれら個人情報の取り扱いについてはプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S ・札幌事業所）を取得し、これに準じて社内管理体制を整備し、情報管理への意識を高めております。

これらの対策により個人情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、今後何らかの原因により重要な情報の外部流出が発生した場合には、損害賠償請求を受けるとともに、社会的信用が失墜することなどにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 不正対策、セキュリティ対応コストについて

新サービス「支払秘書」は、電子マネー関連金融サービスであるため、不正対策が極めて重要となっております。当社は生体認証、リアルタイムモニタリングなどサーバ側のセキュリティ対策を進めてきておりますが、今後も継続的に対応が必要になるものと考えております。また、外部からの攻撃に対しては外部機関にストレステストを依頼するとともに、情報セキュリティ専門家とコンサルティング契約を締結しております。これらセキュリティ対応コストが当社業績に影響を与える可能性があります。

⑧ 革新的技術の出現について

当社が提供するサービスは、技術革新のスピードが非常に速く、従来とは違う全く新しい決済スキーム等の出現により、当社サービスが著しく陳腐化することにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 競合について

当社の提供する収納代行サービスは参入障壁は必ずしも高いものではなく、既存の決済代行業者間の競争は激化しております。また、全く新しい技術を活用した画期的なサービスを展開する競合他社が出現したり、競合他社が低価格を前面に打ち出した営業を展開する等の結果として、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 災害リスクについて

当社はシステムダウンが発生しないよう然るべき対応を適宜図っておりますが、地震や台風等の自然災害や、火災・停電・テロ行為・パンデミック等が発生した場合、システムダウン以外にも人的・物的な損害の発生や、営業活動が制限される等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 新型コロナウイルス感染症のリスクについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。現段階では不透明かつ未確定要素が多いことから、引き続き今後の状況を注視してまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要

① 財政状態及び経営成績に関する説明

当事業年度におけるわが国経済は、前年度から続いている新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みから徐々に回復の兆候が見られたものの、再び下期に第2波、第3波、第4波と感染拡大の波が立て続けに発生しました。まん延防止等重点措置や再度の緊急事態宣言が発出されるなか、行政の要請に基づく外出自粛や休業要請などの影響がありました。ワクチン接種が拡大しているものの、収束の見通し及び景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が事業ドメインとする非対面決済市場においても、日本国内の旅行需要が激減しており、航空、バス、鉄道などの交通関連事業への影響は甚大でした。当社としてコスト削減、新規サービス開発などに取り組みましたが、業績は厳しい状況にあります。

一方で、多種多様な業種業態においてDX（デジタルトランスフォーメーション）が積極的に推進されており、生活者個人々の意識や消費行動も変容しております。その中で非対面・非接触によるサービス提供や商品購入は増加しており、ITが果たすべき社会的役割も増してきております。このようなパラダイムシフトのなか、当社は「ペーパーレス化」「キャッシュレス化」をキーワードに、重点施策「電子決済時代への対応」「バスIT化プロジェクト推進」など商品提供側としての事業者サイドに立ったコンシューマ向けサービス推進支援及びその文脈上に生活密着フィンテックプラットフォーム提供を目指した活動を行ってまいりました。

これらの活動の結果、当期の経営成績は、売上高8,842百万円（前年同期比5.7%減）、営業利益567百万円（前年同期比30.6%減）、経常利益666百万円（前年同期比19.4%減）、当期純利益393百万円（前年同期比20.3%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、10,423百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末において営業活動により獲得した資金は、2,599百万円となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益666百万円、減価償却費の計上366百万円、収納代行預り金の増加2,009百万円であり、主な減少要因は法人税等の支払による支出312百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末において投資活動により支出した資金は、1,799百万円となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出1,508百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末において財務活動により獲得した資金は、1,013百万円となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入2,000百万円であり、主な減少要因は短期借入金の返済による支出740百万円であります。

③ 受注及び販売の状況

a. 受注状況

当事業年度の受注状況は、次のとおりであります。

受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
65,191	109.8	49,691	146.2

- (注) 1. 当社における受注の内容は、相手先からの受託開発であります。
 2. 金額は販売価格によっております。
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	前年同期比 (%)
決済・認証事業 (千円)	8,842,004	94.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
アマゾンジャパン合同会社	3,405,621	36.3	2,984,447	33.8
ヤフー株式会社	1,115,962	11.9	887,919	10.0

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債及び収益・費用の計上に関連して、種々の見積りを行っております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(追加情報)(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

また、新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りに関しては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)」に記載のとおりです。

② 経営成績の分析

当事業年度の経営成績は、売上高8,842百万円(前年同期比5.7%減)、営業利益567百万円(前年同期比30.6%減)、経常利益666百万円(前年同期比19.4%減)、当期純利益393百万円(前年同期比20.3%減)となりました。

③ 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の流動資産につきましては、14,034百万円となりました。主な内訳は現金及び預金10,503百万円、預け金2,124百万円、売掛金480百万円であります。現金及び預金には、回収代行業務に係る収納代行預り金が8,349百万円含まれておりますが、これは翌月の所定期日には事業者に送金されるものであり一時的に当社が分割管理により保管するものであります。また、固定資産は7,223百万円となりました。主な内訳は、建物2,355百万円、土地1,739百万円、差入保証金1,449百万円、ソフトウェア731百万円であります。以上の結果、資産合計は21,257百万円となりました。

(参考) 現金及び預金の純額 (回収代行業務に関する預り金を相殺した、正味の現預金残高)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
(A) 現金及び預金 (千円)	8,689,868	10,503,958
(B) 収納代行預り金 (千円)	6,339,896	8,349,597
(A)-(B) 現金及び預金純額 (千円)	2,349,972	2,154,360

(負債)

当事業年度末の流動負債につきましては、11,960百万円となりました。主な内訳は収納代行預り金8,349百万円、預り金2,457百万円であります。また、固定負債は2,121百万円となりました。主な内訳は長期借入金1,900百万円であります。以上の結果、負債合計は14,081百万円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産につきましては、7,175百万円となりました。主な内訳は株主資本7,097百万円でありま

④ 資金の財源及び資金の流動性についての分析

a. キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b. 資金需要

当事業年度における当社の主な資金需要は、札幌事業所新社屋建設によるものと、サーバ設備やソフトウェアの取得による設備投資等によるものであります。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社におきましては、コンビニインフラへの依存、システムトラブル及び事務リスク、競合他社との競争激化、新サービスへの対応、新規事業への投資、知的財産権、個人情報の管理などが経営成績に重要な影響を与える要因と認識しております。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針について

キャッシュレス社会に向けた大きな時代の変革期が予測されております。当社はこの変革期を大きなビジネスチャンスに変えるべく、積極的な経営姿勢に転換しております。かつてコンビニ決済など斬新なアイデアで現在の地歩を確立したように、強い思いをもってチャレンジを続けてまいります。

当社の目指すサービスプラットフォームは「ストック型」であり、一旦収益ラインを突破すると一気に拡大する可能性を秘めております。重要なことは、ビジネスボリューム拡大に伴う人件費増加を避けることで、そのために運用など後方処理自動化に相当額の投資を継続的に行っております。

4 【経営上の重要な契約等】

仕入先との契約

提携先	契約年月日	提携内容	備考
株式会社ファミリーマート (注) 1	1998年6月11日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	1998年6月30日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
株式会社ローソン	1998年8月1日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
株式会社みずほ銀行	2003年1月10日	収納事務に関する委託契約	業務委託契約
株式会社三井住友銀行	2008年7月31日	送金受付サービスに関する契約	業務提携契約

(注) 1. 株式会社ファミリーマートとの契約は一部、2004年3月1日付で株式会社ファミマ・ドット・コム（現株式会社ファミマデジタルワン）に継承されております。

2. 上記の契約の契約期間に関しましては、全て一定年数経過以降、双方とも解約または変更の意思表示がない場合は、1年間の自動更新となっております。

5 【研究開発活動】

当社は、将来に向けて成長スピードを維持していくため、「次世代を担うビジネススキームの確立」と「カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」を行っていくことが必要と考えております。

当事業年度においては、バスチケットの革新的直売モデルの研究開発や決済の周辺事業領域への機能拡充に取組みました。その結果、当事業年度における研究開発費は、14,229千円となりました。

なお、当社は決済・認証事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社における当事業年度の設備投資額（有形及び無形固定資産の取得価額を基準とし、消費税等は含んでおりません）は、2,573,328千円であり、主なものは札幌本社オフィス建設費用であります。

なお、当社は決済・認証事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

前事業年度末に計画しておりました設備計画のうち、当事業年度に取得した主なものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
札幌本社 (札幌市中央区)	札幌本社オフィス建設費用	2,215,641	2021年6月	—

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
東京本社 (東京都港区)	東京本社 オフィス	26,332	— (—)	—	3,087	29,420	27(5)
札幌事業所 (札幌市厚別区)	総合業務施設	123,326	136,266 (9,699.00)	—	84,319	343,913	102(11)
札幌本社 (札幌市中央区)	札幌本社 オフィス	2,256,029	1,602,943 (5,484.40)	—	832,755	4,691,727	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 札幌事業所は2021年7月1日に札幌市中央区に移転しております。

4. 2021年7月1日より東京本社、札幌本社の二本社体制となっております。

5. 上記のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	建物 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
東京本社 (東京都港区)	本社オフィス (賃借)	290.81	44,928

6. 東京本社は2020年7月20日に東京都港区に移転しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	54,624,000
計	54,624,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2021年9月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,400,000	19,400,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	19,400,000	19,400,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

決議日	2011年10月18日 開催取締役会決議 /第1回新株予約権	2013年5月21日 開催取締役会決議 /第2回新株予約権	2013年9月26日 開催取締役会決議 /第3回新株予約権	2014年9月26日 開催取締役会決議 /第4回新株予約権	2016年9月21日 開催取締役会決議 /第5回新株予約権	2017年8月17日 開催取締役会決議 /第6回新株予約権
新株予約権の数	208個	155個	85個	49個	79個	124個
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 41,600株	普通株式 31,000株	普通株式 17,000株	普通株式 9,800株	普通株式 7,900株	普通株式 12,400株
新株予約権の払込金額	1個あたり 62,585円	1個あたり 75,000円	1個あたり 137,992円	1個あたり 135,800円	1個あたり 105,000円	1個あたり 80,400円
新株予約権の行使価額	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
新株予約権を行使することができる期間	2011年11月4日～ 2051年11月2日	2013年6月6日～ 2053年6月5日	2013年10月16日～ 2053年10月15日	2014年10月16日～ 2054年10月15日	2016年10月12日～ 2056年10月11日	2017年9月1日～ 2057年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額156.5円	発行価格 375円 資本組入額187.5円	発行価格 698.96円 資本組入額344.98円	発行価格 679円 資本組入額339.5円	発行価格 1,050円 資本組入額 525円	発行価格 804円 資本組入額 402円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>					
新株予約権の主な行使条件	<p>1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。</p> <p>2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。</p> <p>a. 禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>b. 会社に重大な損害を与えた場合。</p> <p>c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。</p> <p>d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。</p> <p>4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。</p> <p>5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。</p> <p>6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>					
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。					
新株予約権の取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。					
取締役の保有者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
取締役の個数	111個	81個	42個	27個	42個	67個
取締役の株式の数	22,200株	16,200株	8,400株	5,400株	4,200株	6,700株
備考	<p>(注) 2016年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。</p> <p>調整後目的株式数＝調整前目的株式数×株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。</p>					
	(注) いずれも取締役（監査等委員）の保有はありません。					

1. 事業年度末現在（2021年6月30日）及び提出日の前月末現在（2021年8月31日）に上記事項に変更はありません。
2. 当社は2017年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」
3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

	2016年9月21日取締役会決議 (業績目標連動型第2回新株予約権)		2016年9月21日取締役会決議 (税制適格型第1回新株予約権)	
	事業年度末現在 (2021年6月30日)	提出日の前月末現在 (2021年8月31日)	事業年度末現在 (2021年6月30日)	提出日の前月末現在 (2021年8月31日)
新株予約権の数(個)	11,861	0	670	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,186,100	0	67,000	67,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,322	同左	1,355	同左
新株予約権の行使の期間	2019年8月1日～ 2023年10月6日	同左	2018年9月22日～ 2026年9月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,322 資本組入額 661	同左	発行価格 1,355 資本組入額 678	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 新株予約権者は、下記(i)及び(ii)に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。 (i) 2019年6月期における当社の経常利益が30億円を超過した場合 (ii) 2021年6月期における当社の経常利益が50億円を超過した場合 なお、経常利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の損益計算書を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>⑤ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。			
代用払込みに関する事項	—			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記①に準じて決定する。 ①本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。))は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。))または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記①で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ①本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。))に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 下記①に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記①に定める行使期間の末日迄とする。 ①本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、上記新株予約権の行使の期間に準ずる。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準ずる。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>			
取締役の保有者数	1名	1名	—	—
取締役の個数	2,000個	2,000個	—	—
取締役の株式の数	200,000株	200,000株	—	—
使用人の保有者数	52名	52名	46名	46名
使用人の個数	9,861個	9,861個	670個	670個
使用人の株式の数	986,100株	986,100株	67,000株	67,000株

(注) 業績目標連動型第2回新株予約権は、2021年8月10日付ですべて失権し消滅しております。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年7月1日 (注)	9,700,000	19,400,000	—	667,782	—	3,509,216

(注) 2016年5月19日開催の取締役会決議により、2016年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(5)【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	22	31	84	40	15	12,824	13,016	—
所有株式数 (単元)	—	50,736	8,023	21,399	1,943	397	111,418	193,916	8,400
所有株式数の 割合 (%)	—	26.16	4.13	11.03	1.00	0.20	57.45	100	—

(注) 1. 自己株式577,865株は、「個人その他」に5,778単元及び「単元未満株式の状況」に65株を含めて記載しております。

2. 「金融機関」の欄には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産 (所有者名義「株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 」) が所有する1,916単元を含めて記載しております。なお、当該株式は財務諸表においては、自己株式として処理しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,470,600	7.81
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	918,600	4.88
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	613,600	3.25
宮澤 一洋	東京都世田谷区	499,253	2.65
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	479,000	2.54
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	404,800	2.15
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	340,200	1.80
高橋 雅行	北海道北広島市	314,800	1.67
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7	298,400	1.58
杉山 公敏	静岡県静岡市	291,100	1.54
計	—	5,630,353	29.91

- (注) 1. 上記のほか、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が、191,600株保有しております。なお、当該株式は財務諸表においては、自己株式として処理しております。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,470,600株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分51,800株、投資信託設定分1,123,200株、その他信託設定分295,600株となっております。
3. 上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は402,800株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分23,100株、投資信託設定分286,800株、その他信託設定分92,900株となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 577,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,813,800	188,138	—
単元未満株式	普通株式 8,400	—	—
発行済株式総数	19,400,000	—	—
総株主の議決権	—	188,138	—

- (注) 1. 「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産（所有者名義「株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」191,600株（議決権の数1,916個）は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「完全議決権株式（その他）」の欄に含めております。
2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には当社所有の自己株式65株が含まれております。

②【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェルネット 株式会社	東京都港区虎ノ門一 丁目3番1号	577,800	—	577,800	2.97
計	—	577,800	—	577,800	2.97

(注) 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「株式会社日本カストディ銀行(信託E口)191,600株(議決権の数1,916個)は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」)を導入しております。

① 当該従業員株式所有制度の概要

当社では、現行退職金制度とは別に、従業員のインセンティブプランの一環として、会社への貢献を従業員に還元する報酬制度ESOP(Employee Stock Ownership Plan)を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。また、信託銀行は制度加入者である当社従業員(信託管理人)の指図に基づき議決権を行使します。

本制度の導入により、従業員の勤続意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

② 従業員等に取得させる予定の株式の総数または総額

2010年6月25日付で、98,591千円を拠出し、すでに株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託E口」)が2,000株、92,456千円取得しておりますが、今後信託E口が当社株式を取得する予定は未定であります。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

本制度は、当社の従業員のうち、勤続期間が10年以上の者に適用します。なお、当該従業員には役員、嘱託、契約社員及びパート・アルバイトを含みません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 1	20,159	23,579,925	—	—
保有自己株式数	577,865	—	577,865	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、譲渡制限付株式報酬の給付 (株式数20,159株、処分価額の総額23,579,925円) であります。

- 保有自己株式数においては「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式191,600株は含まれておりません。
- 当期間における処理自己株式数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
- 当期間における保有自己株式数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を充実させつつ、業績動向や経営環境等を総合的に勘案して、株主様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当社は第35回定時株主総会において、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当等ができる旨の定款変更決議を行っております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、2021年8月17日開催の取締役会において、1株あたりの剰余金の配当につきましては、配当性向50%とする10.47円に札幌新社屋竣工記念配当5円を加えて、15.47円とする決議をいたしました。

株主様に安心して長期投資をいただくため、配当性向を50%以上とする方針については2022年6月期も継続いたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年8月17日 取締役会決議	291,178	15.47

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等ステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウントビリティの強化が必要と考えております。

当社は2017年9月27日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。以下は当事業年度末における監査等委員会設置会社としてのコーポレート・ガバナンスの状況について記載しております。

② 企業統治の体制

i. 企業統治の体制の概要

(取締役・取締役会)

経営上の重要事項決定機関である取締役会は、提出日現在、代表取締役を含む業務執行に携わる取締役3名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。月1回定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催、もしくは会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議を随時実施し、迅速な意思決定を行っております。意思決定にあたっては活発な討議が行われており、また業務運営上の重要な報告も適切に行われているなど、取締役の業務執行に対する監督機能が十分に働いております。前事業年度の取締役会は15回開催しており、管理部総務人事チームが事務局となっています。

宮澤一洋	(議長／代表取締役社長)
加藤達也	(取締役)
宗岡眞二	(取締役)
花澤 隆	(社外取締役)
横内龍三	(社外取締役)
浦田祥範	(社外取締役)

(執行役員)

執行役員制度を採用し、業務執行における意思決定の迅速化を図っています。

(監査等委員・監査等委員会)

当社は監査等委員会設置会社であり、提出日現在、非常勤社外監査等委員3名で監査等委員会を組織し、月1回定時監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、取締役の職務執行の有効性・効率性及び法令等の遵守を確保するため、監査を中心とした経営監視を行っております。

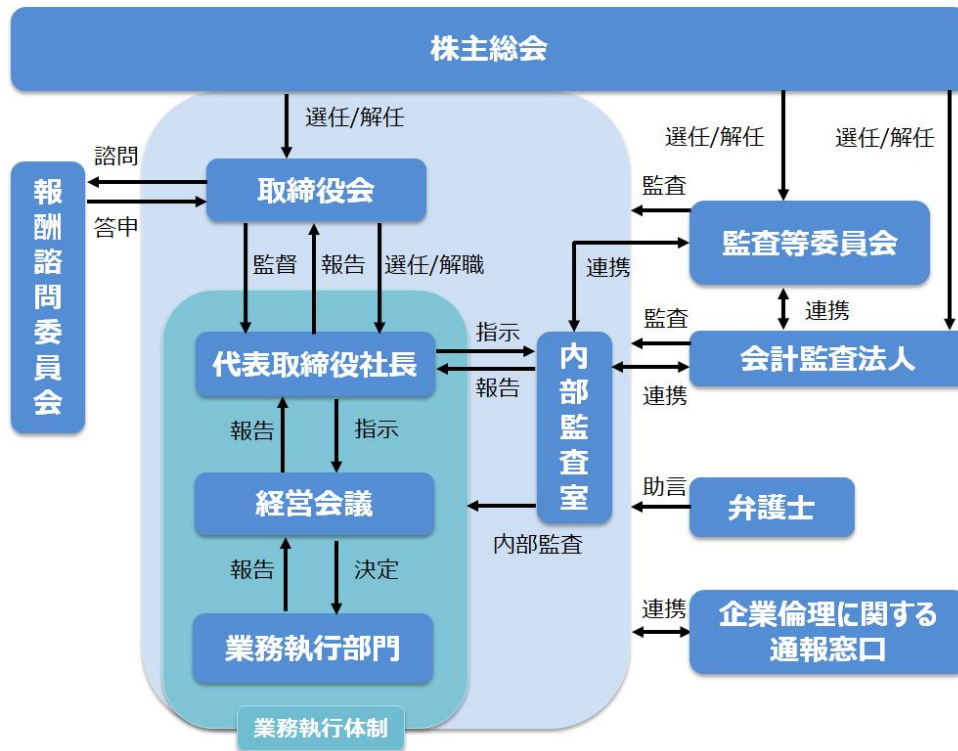
(報酬諮問委員会)

2019年11月28日付けで、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役である監査等委員で構成する「報酬諮問委員会」を設置いたしました。

取締役報酬決定に関するプロセスの透明性と客観性を確保し、説明責任を強化することを目的としており、取締役の個人別の報酬の決定方針等を審議し、取締役会に答申しております。役員報酬の客観性や透明性を確保するため、委員長を独立社外取締役とし、また報酬委員会の決議には、特別な利害関係を有する委員は議決権を行使できない規程としております。

社外取締役 花澤隆氏を委員長に、社外取締役横内龍三及び浦田祥範の両氏と社内取締役 宮澤一洋氏が委員となっております。前事業年度は、報酬諮問委員会を3回開催し、報酬制度の運用並びにこの先の報酬体系について討議しております。

なお、提出日現在の当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の組織図は次のとおりであります。



ii. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、ウェルネットアレーテ（経営理念）に「あったら便利なしくみを作り続けることで社会の発展に貢献する」ことを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを基本方針としています。

この基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、重要な経営課題の一つと考えています。コーポレート・ガバナンス体制強化については、取締役会、監査等委員会という枠組みの中で討議を重ねていくことで、経営の適性や透明性が確保ができるものと判断しています。

iii. 内部統制システムの整備状況

当社は、組織規程及び業務分掌規程をはじめとする各種規程を整備しており、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制が図られております。また、各種規程は法令、社内組織や業務内容の変更等に応じて検討を行い、改正のうえ、都度周知・徹底を図っております。

さらに、法令遵守の立場から役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権の尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

以上の内部統制システムの有効性の検証としては、内部監査室による内部監査が実施されております。

iv. リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く様々なリスクを的確に把握し、それに迅速に対応することが重要であることから、リスク管理においては組織的な対応を心がけております。

定時や臨時の取締役会のほか、経営会議及び各部門会議等において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及びその対応が問題提起され、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や会計監査人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時には、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応に当たっております。特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

v. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の定数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役の定数につきましては、10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

④ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

⑤ 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

⑥ 剰余金の配当及び中間配当

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定することができる旨、及び会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑦ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任減免

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨の規定を定款に定めております。これは取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

① 役員一覧

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	宮澤 一洋	1960年2月24日生	1983年3月 東洋計器株式会社入社 1996年3月 株式会社一高たかはし (現 株式会社いちたかガスワン) 入社 1996年9月 当社 取締役営業部長 2009年9月 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 1	499,253
取締役 決済イノベーション推進部長	加藤 達也	1965年2月1日生	1988年4月 株式会社住友銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 2009年4月 三井住友銀行 (中国) 有限公司出向 (上海) 2013年4月 同行 決済業務部長 2017年4月 同行 グローバル決済業務部長 2020年4月 同行 トランザクションバンキング営業部長 2021年4月 当社 執行役員社長室長 2021年7月 当社 決済イノベーション推進部長兼務 2021年9月 当社 取締役決済イノベーション推進部長 (現任)	(注) 1	-
取締役 サービス開発部長	宗岡 眞二	1961年9月14日生	1985年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社入社 1991年1月 ビザ・インターナショナル入社 1997年6月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社入社 2000年10月 株式会社グローバル・プロセッシング・サポート入社 2002年10月 ファーストデータジャパン株式会社入社 2005年8月 ポケットカード株式会社入社 営業開発部 アライアンス室長 2012年3月 同社 営業業務部長 2014年4月 同社 情報システム部長 2021年9月 当社 取締役サービス開発部長 (現任)	(注) 1	-
取締役 (監査等委員)	花澤 隆	1951年5月9日生	1976年4月 日本電信電話公社 (現 日本電信電話株式会社) 入社 2007年6月 同社 取締役研究企画部門長 2009年6月 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 代表取締役副社長 2010年6月 同社 代表取締役社長 2015年6月 同社 取締役相談役 2017年6月 本多通信工業株式会社 社外取締役 (現任) 2017年9月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 2	4,995
取締役 (監査等委員)	横内 龍三	1944年7月7日生	1967年4月 日本銀行入行 1977年4月 同行 フランクフルト事務所駐在 1994年12月 同行 電算情報局長 1996年3月 同行 人事局長 2000年10月 弁護士登録 田辺法律事務所入所 2004年10月 株式会社北洋銀行 執行役員副頭取 2006年6月 同行 取締役頭取 2012年4月 同行 取締役会長 2018年4月 同行 顧問 2021年6月 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス 社外監査役 (現任) 2021年9月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	浦田 祥範	1961年1月13日生	1983年4月 株式会社北海道銀行入行 2005年6月 同行 本店営業部 副本店長 2008年6月 同行 北見支店長 2011年7月 同行 経営企画部長 2012年10月 株式会社道銀地域総合研究所 常務執行役員 2016年2月 同所 専務執行役員 2018年7月 浦田コンサルティングオフィス 代表 (現任) 2019年6月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 (現任) 2021年9月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 2	-
計					504,248

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査等委員である取締役の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 花澤 隆、横内龍三及び浦田祥範は、社外取締役であります。
4. 当社では、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入いたしております。なお、2021年9月24日現在の執行役員は次のとおりであります。
- 執行役員 宮澤 一洋 (代表取締役社長)
 執行役員 加藤 達也 (取締役決済イノベーション推進部長)
 執行役員 宗岡 眞二 (取締役サービス開発部長)
 執行役員 五十嵐 達哉 (管理部長)
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
山本 強	1953年12月16日生	1978年4月 富士通株式会社入社 1982年4月 北海道大学 工学部講師 1986年6月 同大学 工学博士 1986年12月 同大学 助教授 1989年7月 同大学 大型計算機センター助教授 1996年4月 同大学 大型計算機センター教授 1999年4月 同大学大学院 工学研究科教授 2004年4月 同大学大学院 情報科学研究科教授 2017年4月 同大学大学院 情報科学研究科特任教授・名誉教授 2019年4月 同大学産学・地域協働推進機構特任教授(現任)	10,000

② 社外役員の状況

当社の社外取締役（監査等委員）は3名であります。

社外取締役（監査等委員）の花澤 隆氏は、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただいております。当社のシステム開発・運営面の高度化に活かしております。また、公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、選任しております。

社外取締役（監査等委員）の横内龍三氏は、金融サービスを展開する当社において重要なコーポレートガバナンスをはじめ、様々な分野における豊富な知見とアドバイスを期待できることから、選任しております。

社外取締役（監査等委員）の浦田祥範氏は、企業向け投融资業務、コンサルティング業務、地域経済成長のための政策提言、経営企画・戦略展開・管理業務に携わり金融・地域経済・企業経営における知見を有しております。また、経営者としての知見に加え、ベンチャー事業投資、事業再成長投資、事業成長のハンズオン支援にも携わり、経営態勢の構築・基盤強化に関する知見も有しております。これらのことから、当社経営に対する的確な助言、業務遂行の適切な監督を期待できることから、選任しております。

当社と社外取締役（監査等委員）との間に人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役（監査等委員）の当社株式の所有状況につきましては「4 [コーポレート・ガバナンスの概要] (2) [役員状況] ①役員一覧」に記載のとおりであります。

当社においては、社外取締役（監査等委員）を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役（監査等委員）は、取締役会に出席し、それぞれ独立した立場から積極的に質問・意見などの発言を行っており、取締役会の意思決定に対する客観的、中立的な監視機能が十分に整っております。

③ 社外取締役（監査等委員）と内部監査、社外取締役（監査等委員）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、常勤監査等委員と適宜必要な意見交換を行うとともに、取締役会に毎回出席し、取締役との適宜活発な意見交換を行うことにより独立した立場から取締役の業務執行の監督を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人からは随時監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を取っております。

(3)【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、監査等委員設置会社であり、非常勤監査等委員3名で構成されています。また、全員独立社外取締役であります。監査等委員会議長であり非常勤監査等委員である花澤 隆氏は、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただいております。当社のシステム開発・運営面の高度化に活かしております。また、公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、選任しております。非常勤監査等委員である横内龍三氏は、金融サービスを展開する当社において重要なコーポレートガバナンスをはじめ、様々な分野における豊富な知見とアドバイスを期待できることから、選任しております。非常勤監査等委員である浦田祥範氏は、企業向け投融資業務、コンサルティング業務、地域経済成長のための政策提言、経営企画・戦略展開・管理業務に携わり金融・地域経済・企業経営における知見を有しております。また、経営者としての知見に加え、ベンチャー事業投資、事業再成長投資、事業成長のハンズオン支援にも携わり、経営態勢の構築・基盤強化に関する知見も有しております。これらのことから、当社経営に対する的確な助言、業務遂行の適切な監督を期待できることから、選任しております。

前事業年度において、当社は監査等委員会を15回開催しております。取締役会出席に加え、重要会議等への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査等を通じて、取締役の業務執行状況及び社内業務の遂行状況について監査しております。また、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行っております。個々の監査等委員の出席状況については次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
高田 貞信	15回	15回
佐藤 元宏	15回	15回
花澤 隆	15回	15回

監査等委員会における主な検討事項は、以下の通りです。

- a. 監査方針・監査計画
- b. 監査報告の作成
- c. 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに再任に関する議案の内容の決定
- d. 内部統制システムの整備・運用状況確認

常勤監査等委員の主な活動は、以下の通りです。

- a. 取締役会等の重要な会議への出席
- b. 内部監査部門との連携
- c. 会計監査人との連携
- d. 事業所の業務・財産の調査
- e. 重要な決裁書類等の閲覧
- f. 取締役等との意思疎通

② 内部監査の状況

当社における内部監査においては、社長の指名によって任命された内部監査室1名で構成され、定期的に各部門の業務執行が法令や社内規程に違反することなく遂行されているかを監査しております。また、内部監査室は会計監査人とも必要に応じて意見交換を実施しております。なお、監査等委員は、随時、内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施しその内容を把握しております。

③ 会計監査の状況

当社は監査契約をEY新日本有限責任監査法人と締結しております。なお、同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名等

業務を執行した公認会計士の氏名	所属監査法人
福本 千人	EY新日本有限責任監査法人
中村 崇	EY新日本有限責任監査法人

(注) 監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他13名であります。

b. 継続監査期間

6年間

c. 監査等委員会による監査人の選任・再任の方針及び理由

監査等委員会は、会計監査人の評価基準項目について検討したところ、会計監査人としての適格性、品質管理体制、独立性、及び監査の効率性、信頼性等を総合的に勘案し、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を評価して、会計監査人の再任の要否を検討しています。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性、信頼性を総合的に勘案し、必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

d. 監査等委員及び監査等委員会による監査人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、これらから総合的に評価しております。

e. 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
32,500	—	31,500	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ.を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査法人より監査計画に基づいた監査報酬の見積の提示を受け、過去の監査の実績や当社の業務規模、監査に要する業務量等を勘案し、監査等委員会の同意を得て社内稟議により決定しております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署から、会計監査人が作成した監査計画における監査項目、監査時間、人的配置計画等、報酬見積りの算出根拠について報告を受け、過年度の実績も考慮して検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適正であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項に基づき同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	53,730	44,590	9,138	9,138	2
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	21,999	18,999	2,999	2,999	3

② 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
11,859	1	執行役員としての給与であります。

③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役報酬制度は、(i) 多様で優秀な人材を獲得し保持すること (ii) 企業価値の増大への取り組みを促進すること (iii) 株主との利害の共有を図ることを目的としており、取締役会の任意の諮問機関として2019年11月28日付けで設置された報酬諮問委員会の答申を受けて、以下の概要で取締役会にて決定することにしております。決定に際してのプロセス等については以下のとおりです。

a. 取締役 (監査等委員を除く) 報酬額

取締役 (監査等委員を除く) の報酬額は、取締役及び執行役員の役割と役位に応じて決定される基本報酬と業績に連動する変動報酬、及び株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえ、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が報酬諮問委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定します。

なお、取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内 (使用人給与は含めない)、譲渡制限付株式報酬限度額は年額20,000千円以内 (使用人給与は含めない) と決議されております。

b. 取締役 (監査等委員) 報酬額

取締役 (監査等委員) の報酬額は、基本報酬と株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、監査等委員の決議により決定します。

なお、取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内、譲渡制限付株式報酬限度額は年額10,000千円以内と決議されております。

c. 株式報酬制度への移行

当社は、ストックオプション制度採用の後、2018年6月期より譲渡制限付株式報酬制度による支給に移行しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、取引先等との当社の事業戦略、取引先との事業上の関係、また経済合理性を総合的に勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、当該取引先等の株式を保有することとしています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、また保有する株式数に応じて取締役会、または代表取締役にて、その株式の政策保有についての保有目的の妥当性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、他に有効な資金活用はないかを検証した上で政策保有を行っております。また、同株式に係る議決権行使は、具体的な基準に基づく形式的な判断は行わず、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案し、各議案の精査を行い、賛否の判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	4,271

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
日本航空株式会社	800	800	取引先の情報収集及び株主優待・配当等収益メリット享受目的	無
	1,920	1,553		
ANAホールディングス株式会社	900	900	取引先の情報収集及び株主優待・配当等収益メリット享受目的	無
	2,350	2,205		

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、事業年度（2020年7月1日～2021年6月30日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応できるようにするため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,689,868	10,503,958
売掛金	474,856	480,070
商品	2,577	2,156
仕掛品	2,884	9,456
貯蔵品	6,572	280
前払費用	90,657	68,131
預け金	4,394,838	2,124,080
その他	842,220	846,083
流動資産合計	14,504,476	14,034,219
固定資産		
有形固定資産		
建物	280,578	2,514,130
減価償却累計額	△152,207	△158,293
建物（純額）	128,371	2,355,836
構築物	12,799	60,315
減価償却累計額	△9,785	△10,463
構築物（純額）	3,014	49,851
車両運搬具	-	870
減価償却累計額	-	△36
車両運搬具（純額）	-	833
工具、器具及び備品	675,019	633,795
減価償却累計額	△563,348	△447,510
工具、器具及び備品（純額）	111,671	186,285
土地	1,739,209	1,739,209
建設仮勘定	869,007	15,770
有形固定資産合計	2,851,274	4,347,788
無形固定資産		
商標権	1,421	1,145
ソフトウェア	874,769	731,897
その他	-	283
無形固定資産合計	876,190	733,326
投資その他の資産		
投資有価証券	203,759	274,891
長期前払費用	48,006	212,690
出資金	75,990	82,148
差入保証金	1,285,509	1,449,947
前払年金費用	20,218	11,625
繰延税金資産	207,165	109,354
その他	2,220	1,476
投資その他の資産合計	1,842,871	2,142,134
固定資産合計	5,570,337	7,223,249
資産合計	20,074,813	21,257,468

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	454,549	423,282
短期借入金	740,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	100,000
未払金	155,437	523,843
未払費用	18,232	17,483
未払法人税等	210,987	70,502
前受金	313	283
預り金	4,903,373	2,457,239
収納代行預り金	※ 6,339,896	※ 8,349,597
ポイント引当金	5	38
その他	44,500	18,026
流動負債合計	12,867,295	11,960,298
固定負債		
長期借入金	-	1,900,000
株式給付引当金	54,073	66,758
資産除去債務	-	10,851
長期未払金	119,007	119,007
その他	24,601	24,773
固定負債合計	197,682	2,121,390
負債合計	13,064,977	14,081,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	667,782	667,782
資本剰余金		
資本準備金	3,509,216	3,509,216
資本剰余金合計	3,509,216	3,509,216
利益剰余金		
利益準備金	22,010	22,010
その他利益剰余金		
別途積立金	3,160,000	3,160,000
繰越利益剰余金	369,212	503,512
利益剰余金合計	3,551,222	3,685,522
自己株式	△788,210	△764,630
株主資本合計	6,940,011	7,097,891
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3,067	4,995
評価・換算差額等合計	△3,067	4,995
新株予約権	72,892	72,892
純資産合計	7,009,836	7,175,779
負債純資産合計	20,074,813	21,257,468

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	9,379,528	8,842,004
売上原価	7,758,259	7,511,062
売上総利益	1,621,268	1,330,942
販売費及び一般管理費	※1,※2 803,864	※1,※2 763,422
営業利益	817,404	567,519
営業外収益		
受取利息	471	48
有価証券利息	537	7,543
受取配当金	44	-
投資事業組合運用益	1,034	28,697
受取保険金	305	-
未払配当金除斥益	1,237	1,645
保険解約返戻金	-	57,420
受取賃貸料	3,921	3,471
その他	1,867	7,303
営業外収益合計	9,418	106,129
営業外費用		
支払利息	178	2,241
為替差損	-	4,953
営業外費用合計	178	7,195
経常利益	826,644	666,454
特別利益		
新株予約権戻入益	4,821	-
特別利益合計	4,821	-
特別損失		
減損損失	※3 112,659	-
特別損失合計	112,659	-
税引前当期純利益	718,805	666,454
法人税、住民税及び事業税	279,363	178,248
法人税等調整額	△54,966	94,288
法人税等合計	224,397	272,536
当期純利益	494,408	393,918

(売上原価明細書)

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)			当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価							
1. 期首商品たな卸高		2,133		2,577			
2. 当期商品仕入高		24,431		23,053			
合計		26,564		25,630			
3. 期末商品たな卸高		2,577	23,987	2,156	23,473	0.3	0.3
II 労務費			410,962		513,382	5.2	6.7
III 経費	※2		7,286,084		6,918,726	91.6	90.5
IV 外注費			237,441		186,287	3.0	2.4
総計			7,958,476	100.0	7,641,871	100.0	100.0
他勘定振替高	※3		205,907		124,237		
期首仕掛品たな卸高			8,574		2,884		
期末仕掛品たな卸高			2,884		9,456		
売上原価	※1		7,758,259		7,511,062		

(注) ※1. 売上原価につきましては、個別原価計算を採用しております。

※2. 経費の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
収納代行手数料 (千円)	6,376,213	5,993,232
請求書郵送料 (千円)	217,202	221,598
減価償却費 (千円)	373,112	339,345
その他 (千円)	319,557	364,550
合計 (千円)	7,286,084	6,918,726

※3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア (千円)	205,684	111,483
研究開発費 (千円)	223	12,754
合計 (千円)	205,907	124,237

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,160,000	835,844	4,017,854
当期変動額							
剰余金の配当						△937,847	△937,847
当期純利益						494,408	494,408
自己株式の処分						△23,192	△23,192
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△466,632	△466,632
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,160,000	369,212	3,551,222

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△841,337	7,353,515	△98	△98	90,165	7,443,582
当期変動額						
剰余金の配当		△937,847				△937,847
当期純利益		494,408				494,408
自己株式の処分	53,127	29,934				29,934
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,969	△2,969	△17,272	△20,241
当期変動額合計	53,127	△413,504	△2,969	△2,969	△17,272	△433,746
当期末残高	△788,210	6,940,011	△3,067	△3,067	72,892	7,009,836

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,160,000	369,212	3,551,222
当期変動額							
剰余金の配当						△247,246	△247,246
当期純利益						393,918	393,918
自己株式の処分						△12,371	△12,371
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	134,300	134,300
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,160,000	503,512	3,685,522

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△788,210	6,940,011	△3,067	△3,067	72,892	7,009,836
当期変動額						
剰余金の配当		△247,246				△247,246
当期純利益		393,918				393,918
自己株式の処分	23,579	11,208				11,208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			8,062	8,062		8,062
当期変動額合計	23,579	157,880	8,062	8,062	—	165,943
当期末残高	△764,630	7,097,891	4,995	4,995	72,892	7,175,779

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	718,805	666,454
減価償却費	376,956	366,442
減損損失	112,659	-
受取利息及び受取配当金	△1,052	△7,592
支払利息	178	2,241
投資事業組合運用損益 (△は益)	△1,034	△28,697
保険解約返戻金	-	△57,420
為替差損益 (△は益)	-	4,953
売上債権の増減額 (△は増加)	85,858	△5,214
たな卸資産の増減額 (△は増加)	112	140
仕入債務の増減額 (△は減少)	△22,245	△31,266
預け金の増減額 (△は増加)	△3,343,178	2,270,758
預り金の増減額 (△は減少)	3,765,249	△2,446,134
収納代行預り金の増減額 (△は減少)	△3,053,971	2,009,701
その他	△322,870	169,491
小計	△1,684,532	2,913,858
利息及び配当金の受取額	3,357	508
利息の支払額	△1,484	△1,943
法人税等の支払額	△144,008	△312,626
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,826,667	2,599,796
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	△70,620
有形固定資産の取得による支出	△893,590	△1,508,251
無形固定資産の取得による支出	△244,428	△146,417
定期預金の預入による支出	△6	△6
定期預金の払戻による収入	1,000,000	-
出資金の分配による収入	23,000	33,089
敷金及び保証金の差入による支出	△1,086,866	△200,000
敷金の回収による収入	-	35,562
保険積立金の解約による収入	-	57,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,201,892	△1,799,223
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	1	-
配当金の支払額	△936,930	△246,490
短期借入金の返済による支出	-	△740,000
短期借入れによる収入	740,000	-
長期借入れによる収入	-	2,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△196,928	1,013,509
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,225,489	1,814,082
現金及び現金同等物の期首残高	11,835,344	8,609,855
現金及び現金同等物の期末残高	※ 8,609,855	※ 10,423,938

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券
償却原価法（利息法）

(2) その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物、並びに、工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) ポイント引当金

「支払秘書」の口座開設者に対してポイントを付与しており、当該ポイントが将来使用される場合の負担に備えて、将来使用が見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産109,354千円を計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺前の金額は、繰延税金資産124,856千円及び繰延税金負債15,502千円であります。当該繰延税金資産124,856千円は、繰延税金資産の総額191,164千円から、将来減算一時差異に係る評価性引当額66,308千円を控除した金額であります。

② 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、各サービスの取引量(売上高)を予測し、作成しております。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響は翌事業年度の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定しております。

3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、将来減算一時差異が減少し回収可能性がないと判断された場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資有価証券の減損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券70,620千円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、投資先企業の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を行っております。

2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく低下していないと判断しています。

3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

重要な仮定である事業計画の遂行が困難な状況となり実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うこととされ、基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップが適用されます。

- ① 顧客との契約を識別する
- ② 契約における履行義務を識別する
- ③ 取引価格を算定する
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する
- ⑤ 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日) を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託（J-ESOP）（以下、「本制度」という。）を2010年7月に導入いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前事業年度末88,703千円、当事業年度末88,703千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前事業年度末191,600株、当事業年度末191,600株であり、期中平均株式数は、前事業年度191,835株、当事業年度191,600株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の広がり方や収束時期等について不確実性が高い事象であり、当社の事業活動にも影響を及ぼしています。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、入手可能な情報に基づき、翌事業年度内の一定期間にわたり影響が続くものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性及び投資有価証券の減損の見積りを行っております。

(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しています。

(貸借対照表関係)

※収納代行預り金

収納代行預り金は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が預金に含まれています。

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90%、当事業年度97%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
広告宣伝費	54,723千円	1,095千円
役員報酬	61,937	63,740
給料手当及び賞与	274,839	217,295
賃借料	26,244	44,928
減価償却費	3,844	27,097
支払手数料	41,286	43,509

- ※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
	11,344千円	14,229千円

- ※3 減損損失

前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
北海道札幌市 (当社)	事業用資産	ソフトウェア

- (1) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産において、投資額の回収が見込めない遊休資産については、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

- (2) 減損損失の内訳

ソフトウェア 112,659千円

- (3) グルーピングの方法

管理会計上の区分に基づきグルーピングしています。

- (4) 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しています。

当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,400,000	—	—	19,400,000
合計	19,400,000	—	—	19,400,000
自己株式				
普通株式(注1, 2)	835,648	—	46,024	789,624
合計	835,648	—	46,024	789,624

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少46,024株は、ストック・オプションの行使による減少22,100株、譲渡制限付株式報酬の給付による減少22,924株、株式給付信託(J-ESOP)の給付による減少1,000株であります。

2. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は2010年10月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、2020年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式(当事業年度期首192,600株、当事業年度期末191,600株)を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	—	—	—	—	—	6,946
	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	—	—	—	—	—	6,075
	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	—	—	—	—	—	5,795
	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権	—	—	—	—	—	3,666
	業績目標連動型ストック・オプション第2回新株予約権	—	—	—	—	—	15,419
	税制適格型ストック・オプション第1回新株予約権	—	—	—	—	—	25,192
	株式報酬型ストック・オプション第5回新株予約権	—	—	—	—	—	4,410
	株式報酬型ストック・オプション第6回新株予約権	—	—	—	—	—	5,386
合計	—	—	—	—	—	72,892	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月16日 取締役会	普通株式	937,847	50.00	2019年6月30日	2019年9月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年8月17日 取締役会	普通株式	247,245	利益剰余金	13.15	2020年6月30日	2020年9月25日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) に対する配当金を含んでおります。

当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	19,400,000	—	—	19,400,000
合計	19,400,000	—	—	19,400,000
自己株式				
普通株式 (注1, 2)	789,624	—	20,159	769,465
合計	789,624	—	20,159	769,465

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少20,159株は、譲渡制限付株式報酬の給付による減少20,159株であります。

2. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は2010年10月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、2021年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式 (当事業年度期首191,600株、当事業年度期末191,600株) を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	—	—	—	—	—	6,946
	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	—	—	—	—	—	6,075
	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	—	—	—	—	—	5,795
	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権	—	—	—	—	—	3,666
	業績目標連動型ストック・オプション第2回新株予約権	—	—	—	—	—	15,419
	税制適格型ストック・オプション第1回新株予約権	—	—	—	—	—	25,192
	株式報酬型ストック・オプション第5回新株予約権	—	—	—	—	—	4,410
	株式報酬型ストック・オプション第6回新株予約権	—	—	—	—	—	5,386
合計	—	—	—	—	—	72,892	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年8月17日 取締役会	普通株式	247,245	13.15	2020年6月30日	2020年9月25日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく行株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月17日 取締役会	普通株式	291,178	利益剰余金	15.47	2021年6月30日	2021年9月24日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) に対する配当金を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	8,689,868千円	10,503,958千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△80,013	△80,020
現金及び現金同等物	8,609,855	10,423,938

(注) 現金及び現金同等物には、収納代行預り金に見合う金額が、前事業年度6,339,896千円、当事業年度8,349,597千円含まれております。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やCP等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券及び上場株式、非上場株式であり、市場価格等の変動リスクに対しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

長期借入金は、主に設備投資を目的とした資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利の状況を把握しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2をご参照ください。）

前事業年度（2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,689,868	8,689,868	—
(2) 売掛金	474,856	474,856	—
(3) 預け金	4,394,838	4,394,838	—
(4) 投資有価証券	203,759	227,099	23,340
資産計	13,763,323	13,786,663	23,340
(1) 買掛金	454,549	454,549	—
(2) 短期借入金	740,000	740,000	—
(3) 未払法人税等	210,987	210,987	—
(4) 預り金	4,903,373	4,903,373	—
(5) 収納代行預り金	6,339,896	6,339,896	—
負債計	12,648,806	12,648,806	—

当事業年度（2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,503,958	10,503,958	—
(2) 売掛金	480,070	480,070	—
(3) 預け金	2,124,080	2,124,080	—
(4) 投資有価証券	204,271	233,151	28,880
資産計	13,312,381	13,341,261	28,880
(1) 買掛金	423,282	423,282	—
(2) 未払法人税等	70,502	70,502	—
(3) 預り金	2,457,239	2,457,239	—
(4) 収納代行預り金	8,349,597	8,349,597	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,000,000	2,000,000	—
負債計	13,300,622	13,300,622	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

当期末の長期借入金残高は、変動金利によるもののみであります。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年6月30日	2021年6月30日
非上場株式等	—	70,620

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	2020年6月30日	2021年6月30日
差入保証金	1,285,509	1,449,947

上記については、市場価格がなく、かつ実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,689,868	—	—	—
売掛金	474,856	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	—	—	—	—
合計	9,164,725	—	—	200,000

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,503,958	—	—	—
売掛金	480,070	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	—	—	—	—
合計	10,984,029	—	—	200,000

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	100,000	100,000	75,000	125,000	100,000	1,500,000

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2020年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	コマーシャルペーパー	—	—	—
	その他	200,000	223,340	23,340
小計		200,000	223,340	23,340
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	コマーシャルペーパー	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		200,000	223,340	23,340

当事業年度（2021年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	コマーシャルペーパー	—	—	—
	その他	200,000	228,880	28,880
小計		200,000	228,880	28,880
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	コマーシャルペーパー	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		200,000	228,880	28,880

2. その他有価証券

前事業年度（2020年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	3,759	6,106	△2,347
	譲渡性預金	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		3,759	6,106	△2,347
合計		3,759	6,106	△2,347

当事業年度（2021年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	4,271	6,106	△1,835
	譲渡性預金	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		4,271	6,106	△1,835
合計		4,271	6,106	△1,835

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額70,620千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。
退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
退職給付引当金(△は前払年金費用)の期首残高	△18,441千円	△20,218千円
退職給付費用	16,530	25,340
退職給付の支払額	△4,387	△1,347
制度への拠出額	△13,920	△15,400
退職給付引当金(△は前払年金費用)の期末残高	△20,218	△11,625

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
積立型制度の退職給付債務	85,732千円	109,508千円
年金資産	△105,951	△121,133
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△20,218	△11,625
退職給付引当金(△は前払年金費用)	△20,218	△11,625
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△20,218	△11,625

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度16,530千円

当事業年度25,340千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
販売費及び一般管理費	—	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 41,600株	普通株式 31,000株
付与日	2011年11月2日	2013年6月5日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間(注)3	2011年11月4日～2051年11月2日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。	2013年6月6日～2053年6月5日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。

	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 17,000株	普通株式 9,800株 (注)2
付与日	2013年10月15日	2014年10月15日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2013年10月16日～2053年10月15日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる(注)3。	2014年10月16日～2054年10月15日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる(注)3。

	業績目標連動型ストック・オプション 第2回新株予約権	税制適格型ストック・オプション 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 71名	当社従業員 69名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,725,100株	普通株式 98,900株
付与日	2016年10月7日	2016年10月12日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2019年8月1日～2023年10月6日 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	2018年9月22日～2026年9月20日 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

	株式報酬型ストック・オプション 第5回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 15,800株	普通株式 12,400株
付与日	2016年10月12日	2017年8月17日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2016年10月12日～2056年10月11日 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる(注)3。	2017年9月1日～2057年8月31日 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 2012年7月1日付で株式1株につき100株、2016年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。株式数は、分割後の数に換算して記載しております。
3. 当社は2017年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	22,200	16,200
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	22,200	16,200

	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	8,400	5,400
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	8,400	5,400

	業績目標連動型ストック・オプション 第2回新株予約権	税制適格型ストック・オプション 第1回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未残高数	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,186,100	67,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,186,100	67,000

	株式報酬型ストック・オプション 第5回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	4,200	6,700
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	4,200	6,700

(注) 2012年7月1日付で株式1株につき100株、2016年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。株式数は、分割後の数に換算して記載しております。

② 単価情報

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	62,585	750

	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,379.92	689.96

	業績目標連動型 ストック・オプション 第2回新株予約権	税制適格型第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,322	1,355
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,300	1,376

	株式報酬型ストック・オプション 第5回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,050	804

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	12,685千円	7,088千円
減価償却費	33,528	12,741
ソフトウェア	66,739	67,572
ソフトウェア減損	34,259	27,407
役員退職慰労引当金	36,190	36,190
新株予約権(役員報酬)	9,816	9,816
株式給付引当金	16,443	20,301
その他	7,650	10,045
繰延税金資産小計	217,314	191,164
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△66,308
評価性引当額小計(注)	—	△66,308
繰延税金資産の合計	217,314	124,856
繰延税金負債		
前払年金費用	△6,148千円	△5,534千円
その他	△4,000	△9,967
繰延税金負債合計	△10,148	△15,502
繰延税金資産の純額	207,165	109,354

(注) 評価性引当額に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を見直したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等	30.41%
交際費等永久に損金算入されない項目	の負担率との差異が法	0.03
住民税金等割等	定実効税率の100分の5	0.48
評価性引当額の増減	以下であるため注記を	9.94
その他	省略しております。	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率		40.89

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
アマゾンジャパン合同会社	3,405,621	決済・認証事業
ヤフー株式会社	1,115,962	決済・認証事業

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
アマゾンジャパン合同会社	2,984,447	決済・認証事業
ヤフー株式会社	887,919	決済・認証事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	368.95円	377.37円
1株当たり当期純利益金額	26.31円	20.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26.22円	20.87円

(注) 1. 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式数を自己株式数に含めておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	494,408	393,918
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	494,408	393,918
期中平均株式数(株)	18,793,333	18,814,679
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	64,808	62,984
(うち新株予約権(株))	(64,808)	(62,984)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(普通株式1,253,100株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(普通株式1,253,100株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	280,578	2,244,108	10,556	2,514,130	158,293	16,615	2,355,836
構築物	12,799	47,515	—	60,315	10,463	677	49,851
車両運搬具	—	870	—	870	36	36	833
工具、器具及び備品	675,019	134,374	175,598	633,795	447,510	59,690	186,285
土地	1,739,209	—	—	1,739,209	—	—	1,739,209
建設仮勘定	869,007	1,668,548	2,521,784	15,770	—	—	15,770
有形固定資産計	3,576,615	4,095,415	2,707,939	4,964,091	616,303	77,020	4,347,788
無形固定資産							
商標権	3,545	—	—	3,545	2,399	275	1,145
ソフトウェア	2,482,927	146,175	152,561	2,476,541	1,744,643	287,216	731,897
その他	—	285	—	285	1	1	283
無形固定資産計	2,486,473	146,460	152,561	2,480,371	1,747,045	287,494	733,326
長期前払費用	288,228	223,750	—	511,978	299,288	59,067	212,690

(注) 1. 建物の増加額の主なものは、主に札幌新社屋建設費用の計上2,215,641千円等であります。なお、建設仮勘定の増加及び減少は、主に札幌新社屋建設費用の計上及び本勘定への振替となります。

2. 長期前払費用の増加額の主なものは、支払秘書改修投資による増加210,691千円等であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	740,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	100,000	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	1,900,000	0.2	2022年9月30日～ 2041年7月1日
合計	740,000	2,000,000	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	100,000	75,000	125,000	100,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
株式給付引当金	54,073	12,685	—	—	66,758
ポイント引当金	5	77	44	—	38

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	212
預金の種類	
普通預金	3,339,449
当座預金	6,764,345
郵便貯金	216,093
別段預金	3,836
定期預金	180,020
小計	10,503,746
合計	10,503,958

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
アマゾンジャパン合同会社	93,979
株式会社カウネット	73,325
ヤフー株式会社	25,201
KDDI株式会社	20,398
S Bペイメントサービス株式会社	14,854
その他	252,310
合計	480,070

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
474,856	9,724,837	9,719,622	480,070	95.3	18

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品

品名	金額 (千円)
封筒	1,239
請求書用紙	309
払込票	608
合計	2,156

④ 仕掛品

品名	金額 (千円)
ソフトウェア	9,456
合計	9,456

⑤ 貯蔵品

品名	金額 (千円)
電子マネー	130
車載端末治具	130
その他	19
合計	280

⑥ 預け金

相手先	金額 (千円)
株式会社三井住友銀行	2,124,030
その他	50
合計	2,124,080

⑦ 差入保証金

品名	金額 (千円)
資金移動業関連供託金等	1,410,000
本社敷金	36,947
旅行業営業保証金	3,000
合計	1,449,947

⑧ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社ファミマデジタルワン	156,941
株式会社ローソン	152,124
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	48,865
トッパン・フォームズ株式会社	15,262
株式会社三井住友銀行	10,628
その他	39,459
合計	423,282

⑨ 預り金

品名	金額 (千円)
顧客からの預り金	2,436,230
社内預り金	21,009
合計	2,457,239

⑩ 収納代行預り金

区分	金額 (千円)
E-ビリング収納代行	1,355,985
ビリング収納代行	6,993,612
合計	8,349,597

⑪ 長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社北洋銀行	2,000,000 (100,000)
合計	2,000,000 (100,000)

(注) () 内の金額は内数で、1年内返済予定額であり、貸借対照表では「1年内返済予定の長期借入金」として流動負債に計上しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,217,879	4,550,121	6,724,031	8,842,004
税引前四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	147,644	357,224	542,540	666,454
四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	102,184	247,075	375,083	393,918
1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	5.44	13.14	19.94	20.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.44	7.70	6.80	1.00

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.well-net.jp/koukoku/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第38期）（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）2020年9月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第39期第1四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出

（第39期第2四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

（第39期第3四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年9月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月24日

ウェルネット株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 崇

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルネット株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルネット株式会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Eービリングサービスの収益計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>Eービリングサービスによる手数料収入は、会社全体の売上高の約9割を占める中核的な収益である。</p> <p>個々の取引金額は売上高全体に比べて少額であるが、顧客事業者数は非常に多く、処理される取引件数も膨大なものとなっている。</p> <p>顧客事業者に対する手数料収入計算プロセス及び精算金額の計算・集計プロセスは、顧客事業者毎に登録された基本マスタと収納代行機関より送付される取引データに基づき、業務処理システムによって自動で計算・集計・連携され、会計システムへ連携し処理される仕組みとなっている。そのため、プロセス全体を通じてITシステムの自動化統制に高度に依存している。</p> <p>Eービリングサービスによる売上高は金額の重要性が高い。また、顧客事業者に対する手数料収入及び精算金額の計算・集計、それに基づく収益計上が正確に行われるためには、顧客事業者毎の基本マスタが正確に登録され、関連するITシステムが適切に整備・運用されることが重要である。</p> <p>したがって、当監査法人は、当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、監査法人内のITの専門家を含めて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ITシステムにかかるユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検討 ・ 当年度に新規・変更登録された顧客事業者毎に登録された基本マスタと契約書等の照合 ・ 業務処理システム及び会計システムにおけるITシステム間のインターフェースの検討 ・ 業務処理システムにおける顧客事業者に対する手数料計算及び精算金額の計算・集計処理、収益計上の正確性に対応する自動化された業務処理統制の検証として、顧客事業者毎に登録された基本マスタ及び取引データ等を利用した手数料収入の再計算、実際の精算処理結果データとの整合性検討 ・ 顧客事業者における手数料収入について、取引データの正確性を確認するため、サンプル抽出した収納代金入金、精算金額送金に関する銀行入金帳票、引落帳票との突合

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウェルネット株式会社の2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ウェルネット株式会社が2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月24日
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELLNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 (注) 2021年12月1日から本店は下記に移転する予定であります。 北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長宮澤一洋は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を単一の事業拠点として捉え、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、収納代行預り金、収納代手数料、買掛金、及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月24日
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELLNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【本店の所在の場所】	(注) 2021年12月1日から本店は下記に移転する予定であります。 北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長宮澤一洋は、当社の第39期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。